

1. R6年能登半島地震後の復旧と生活再建について
2. 子どもと読書～すべての子どもが本に親しむために

1. R6年能登半島地震後の復旧と生活再建について

1月1日の能登半島地震から2か月が過ぎました。

お亡くなりになられた皆さまに、お悔やみ申し上げるとともに、被災にあわれた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

本市の被害の特徴は、液状化による建物被害、道路の被害の甚大さです。特にかつての信濃川の流れに位置する、善久地区、山田、ときめき、天野、砂山の造成地の寺尾・坂井などの地域で被害が大きく、資料1の3Pにあります。液状化の泥処理で出た土嚢袋は全市で約35万袋、その95%が西区で33万6千袋に上っています。液状化による道路の亀裂、陥没、隆起など、被害路線数は約316本、住宅被害については資料1Pにあります。全壊93棟、半壊2,655棟、一部損壊11,830棟で、被害は甚大です。今回はこの2か月間、被災された皆さんからいただいた声を元に、質問を行います。

まず1つ目として、本市は1月24日より、罹災証明書の交付と各種制度の相談がワンストップでできるよう、大規模の被災相談窓口を設置し、対応にあたっています。改めて罹災証明書の郵送から窓口での交付に切り替えた意図についてお聞きします。

(1) 被災相談窓口設置について

ア 罹災証明書の郵送から窓口での交付に切り替えた意図について

■市長

石附幸子議員の質問にお答えします。

罹災証明書の交付については、当初、オンライン申請による郵送を予定していましたが、電話での問い合わせの中で、何に使用できるのか尋ねられることが多い状況でした。そのため、被害認定調査の結果を丁寧に説明し、十分にご理解をい

ただいた上で、罹災証明書をお渡しし、同時に支援制度の相談や申請ができるようにすることで、疑問や不安について少しでも軽くしたいと考え、対面で交付することとしました。

## イ 各支援制度の相談実績とそのニーズ・特徴について

被災者支援制度は、「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」「激甚災害」の指定など、法律や国・県の制度に拠るものに加え、本市は、被害状況に応じて、住まいや生活インフラに市独自の生活再建の支援策を各種打ち出しています。

先程の資料 1 の 2P にありますが、3 月 6 日現在で、罹災証明書の総申請数が 15,381 件、交付件数は一番下の 10,231 件と 70%に達しました。全壊、半壊の方の多くは罹災証明書が交付されたそうです。

各支援制度の相談実績と、そこから見えてくる被災者のニーズや特徴についてお聞きします。

### ■市民生活部長

被災相談窓口では、罹災証明書の交付を受けた方が、その後の支援までをスムーズにつなげていくため、被災された方にとって必要性の高い支援制度の窓口を設けています。

これまでの相談実績については、「住宅の応急修理」に関する相談が最も多く、1 万 2 千件を超えており、次いで、「水道料金・下水道使用料の減免」、「生活再建支援金」の順となっています。特に相談の多い「住宅の応急修理」については、住宅に甚大な被害を受けた世帯も多いことから、今後の生活再建が速やかに進むよう、住宅修繕のほか、建替や購入の支援などといった本市独自の支援制度も早急に打ち出すなど、被災者のニーズをしっかりと聞き取り、取り組んでいます。また、相談窓口では、さまざまな専門家の協力も得ながら、支援制度の説明や申請だけでなく、被災された方の想いや不安な気持ちもお聴きする窓口を設けるなど、相談者に寄り添える体制を整えています。

### 【再質問】 これまでの相談窓口の対応の変化と改善点

被災者のニーズを、制度拡充に活かしてください。開設当初は、待ち時間が長い、

制度が変わって理解できない、情報がわかりにくい、コストは行きにくい等、様々な声があったと思いますが、どのように、相談窓口の改善を図ってきたかお聞きします。

#### ■市民生活部長

相談窓口において、受付職員は、支援制度を記載しましたチェックリストをお渡しし、相談者にとって必要な窓口をご案内しております。また、相談者からいただいた意見を踏まえ、日々業務の振り返りを行い、待ち時間の短縮につながる案内方法の見直しであったり、相談者の利便性を図るため、西区役所と西総合スポーツセンター会場を結ぶシャトルバスの運行などの改善を行ってきました。

ウ 4月以降の体制はどのようにしていくのか

窓口は3月31日までとなっています。罹災証明の発行数が現段階で7割です。4月以降の相談体制はどのようにしていくのでしょうか。

#### ■危機管理防災局長

ここ2週間の被災相談窓口での相談、申請件数を見ますと、罹災証明書の交付件数は落ち着いてきていますが、引き続き、住宅の応急修理などで窓口を利用される方もいるため、規模を縮小しながら、一定の期間は継続が必要と考えています。なお、開設期間や必要な窓口の数については、今後の相談、申請件数の推移を見ながら、早急に決定したいと考えています。

【再質問】相談窓口に来ない人、来れない人へのアプローチを  
昨日の武田議員の質問に、いわゆるローラー調査等で、被害が確認されているのに、申請していない約2000件に、職員の方が一軒一軒、案内文書を投函しているということでしたが、職員の皆さんの取り組みに頭が下がります。  
その上で再質問ですが、申請したものの罹災証明書を取りに来ない件数は約4,500件です。大したことはないと思っているのか、あきらめているのか、一人で申請できないのか、様々な理由があるかと思うのですが、今後、それらの方へのアプローチをどのように考えていますか。

## ■危機管理防災局長

調査済み書をお持ちの方には、早めに相談窓口へお越しいただくよう、市報やチラシなどによる広報を繰り返し行っていくとともに、長期に相談窓口へ来ていない方につきましては、個別に連絡をすることを予定しております。

### 【再質問】戸別訪問等アウトリーチ型支援について

罹災証明の判定基準によって、あらゆる支援が紐づき、その金額が決まってきます。被災された方全員が、当然受けるべき支援を、取り残すことなく提供されるべきと考えます。発災当初、社会福祉協議会の皆さんが、自治会長や民生委員の方に、地域で被災の大きな箇所を教えてもらって一軒一軒、当面必要な水や食料、携帯トイレ、土嚢袋などを配りながらニーズ調査をしていました。保健師も個別訪問し体や心の不調を聴きとっていました。市長も常日頃「被災された方々に寄り添い、生活再建に全力を尽くす」とメッセージを出しています。こうしたアウトリーチ型の相談が今後必要になると思いますが、いかがでしょうか。

## ■危機管理防災局長

支援制度に関する手続きが分からない、または、手続きをされていないことで生活再建に取り残されてしまう世帯が生じることのないよう、今後、議員のご提案を含め、被災された方々へのきめ細やかな支援の方策について検討してまいります。

### エ 「心配ごと相談」の設置目的と期待する効果、相談の現状について

西総合スポーツセンターでは2月29日より、各種支援制度の窓口の他に、被災による不安や悩みをお聴きする「心配ごと相談」窓口を開設しました。震災被害は、心身に大きなストレスを与えます。心理的ダメージは時間の経過とともに変わり、その時々に応じた支援が必要になります。早期の窓口設置は、被災者に安心感を与えるものと思います。設置目的と期待する効果、相談の現状についてお聞きします。

## ■市民生活部長

心配ごと相談は、被災された方に寄り添い、不安や悩み、心身の不調や孤独感などを聴くことで、被災された方の気持ちが少しでも楽になることを期待し設置しました。また、お話の内容に応じて、既設の相談窓口を案内し、専門相談につなげています。相談された方からは、傾いた住居や仮住まい先での慣れない生活による心身の不調、地震の再発や今後の生活再建に関する不安などのお話があり、「話を聴いてもらえるだけでも少し不安が和らいで良かった」「話をして気持ちが楽になった」などの声をいただいています。

### 【再質問】 ころのケアの長期的な取り組みについて

本市が早期にこうした窓口を設けたことを評価します。気持ちがらくになるとか安心するということはもちろんですが、私は、この相談窓口の大きな意義は、一人ひとりの受援力を高めることだと思っています。不安や心配、辛さや怒りなど、ため込まずに言葉にして伝え、助けを求めること、誰かに聴いてもらうことは、課題に向き合う力になり、聴いてもらった経験は次の相談へつながることでしょう。

東日本大震災から 13 年が経とうとしていますが、心のケアは複合的に長期的に取り組む必要があると言われていています。その点についてお聞きします。

## ■市民生活部長

被災から時間が経過しまして、生活の変化によるストレスが長引きますと、憂鬱な気分や意欲の低下など、心の不調が生じることがあると言われております。引き続き、ころの健康センターなどの専門の相談窓口で、被災した方に寄り添った対応をしてまいります。

---

### (2) 液状化による住宅被害の復旧について

#### ア 液状化の影響による建物被害の実態と住民の心身への影響について

災以降めまいや体調不良、気分の低下を訴える人が多くいます。液状化の影響に

よる建物被害の実態と住民の心身への影響についてお聞きします。

#### ■建設部長

このたびの地震では、液状化によって住宅が傾く被害が多数発生しています。日本建築学会のまとめによれば、床の傾斜角が1/100程度から、めまいや頭痛が生じ、床の水平復元工事を行わざるを得ないとしており、被害認定基準に照らし合わせると、半壊以上がこれに該当します。被災相談窓口での相談内容も、床が傾いた家で生活していると気分が悪くなるなど、体調不良を訴える方が増えています。

そのまま住み続けると、健康障害につながりかねませんので、市としては、市独自の制度をはじめとする支援制度の活用や、生活再建支援金の速やかな支給などにより、床の傾きを直す工事の促進につなげていきたいと考えています。

#### イ 市独自の支援制度の取り組みについて

本市は、被害状況に応じ市独自の支援制度を打ち出してきました。

配布資料2をご覧ください。中山議員のように細部にわたっていませんが、身近な人にわかりやすく説明するために作った資料です。市独自の支援制度も入れ込んでいますが、その取り組みについてお聞きします。

#### ■建設部長

このたびの地震による住宅被害は、家が傾いたり沈下する、駐車場など敷地内に段差やひび割れができるなど、液状化による被害が顕著でした。こうした状況を踏まえ、国・県の制度では対象とならない外構の修理にも活用できる市独自の支援制度が必要と考え、液状化被害住宅修繕支援事業、並びに建替・購入支援事業を創設しました。

これらの支援制度を展開する中で、災害対策本部における大学の先生や建築分野の協力団体の皆様からの報告、また、被災相談窓口での相談内容から、床の傾きによって体調不良を訴える方が増えている一方、修理には多額の費用がかかるとして、修理を躊躇している方が多いということがわかりました。床が傾いた状態で住み続けると、健康障害にもつながりかねませんので、床の傾きを直す工事を

市として促す必要があると考え、復旧促進加算による制度拡充を行いました。

今の説明にありますように、本市は2月13日に液状化等被害住宅修繕に、50万円を上限に加算しました。これら、市独自の加算は生活再建の後押しをしてくれるものと高く評価します。

#### 【再質問】住宅修理関連制度の更なる拡充について

罹災証明の判定では、半壊は約2,600件と大変多く、住宅の修理の支援金は被災者生活再建支援金を含めて270万6千円となります。この金額で収まればいいのですが、復旧には多額の費用が掛かります。

資料3をご覧ください。日本建築防災協会のパンフレットです。許可を頂いて配布しています。そこには沈下・傾斜した建物を復旧するの、坪15から20坪で、大体200万円から1千万円くらいと書いてあります。坪数が多くなれば、1.5倍、2倍となり、大きな負担で、修理を躊躇する方々がいらっしゃるもの当然です。

再質問ですが、本市は2月27日に2回目の国要望を行っていますが、更なる拡充を検討すべきと考えますがいかがでしょう。

#### ■建設部長

基本的な考え方としては、時間の経過とともに被災者のニーズというものは変化していくと思います。そういった変化に的確に対応しながら、必要なタイミングで必要な支援が提供できるよう努めていきたいと考えております。

ウ 道路の復旧と、被災住宅修理の段取りについて見通しを示す必要があるのではないかと

特に液状化の激しい地域では、住宅の修理を、いつしたらいいのか迷っている方が多くいます。今なのか、道路や下水道の復旧が終わった後か、液状化が地域全体で対策された後か、修繕の時期と工法に大変悩まれています。道路の復旧と、被災住宅修理の段取りについて見通しを示す必要があると考えますがいかがでしょう。

## ■建設部長

被災した道路については、国の支援を受けながら早期の復旧を目指すこととしており、道路の高さなどを決める測量や設計を令和6年4月より速やかに行い、準備が出来た段階で、関係住民の皆様にお示ししたうえで工事に着手することとしています。

住宅の復旧に関しては、床が傾いたままで住み続けると、健康障害につながりかねませんので、そうなる前に、支援制度や被災者生活再建支援金などを活用して、修繕を進めていただければと思います。

まずは住宅の水平化を図ることが重要であると確認できました。このことを理解できたなら修理が進むことと思います。

## エ 傾斜住宅の修理の方法についての情報提供や復旧に向けたアドバイスは

しかしながら、多くの方々から工事の見積りが高いと聞きます。子どもを3人育てている若いご夫妻は5年前に新築した家が傾き、健康被害のため、市外の実家に仮住まいしながら黒埼の小学校と保育園に朝夕1時間以上かけて送り迎えをしています。

工事の見積りは、1千5百万円を超えて、二重ローンを抱えることを考えると、将来の展望が持てず、苦しくて考えることをストップしていると言います。

年金生活の方は支援金をはるかに超えた見積りにこのまま傾いた家で暮らすつもりだと言います。これが適正な価格なのか疑問でも、他の方法がわからず、迷っている人がたくさんいます。

資料2の日本建築防災協会が示した工法には、①ポイントジャッキ工法（いわゆる土台上げ）②薬液等注工法③耐圧版工法④アンダーピニング工法の4つが示されています。悩んでいる方々に、傾斜住宅の復旧方法について適切な情報提供や、復旧に向けたアドバイスが必要と思いますが、いかがでしょうか。

## ■建設部長

現在、建築組合や建築士会のご協力のもと、現場や被災相談窓口において、住宅



再建に関する相談や情報提供、修理方法の提案など、専門家として、さまざまなアドバイスを行っていただいています。

議員ご指摘のとおり、住宅再建に必要な情報や選択肢は、多種多様なほど被災者の皆様にとってプラス材料ですし、時間の経過とともに、欲しい情報も変わってくると思いますので、そうした状況に的確に対応できるよう検討していきます。

【再質問】被災者の負担を増す高額な見積もりをどう考えるか、現地アドバイスを

悪質な情報も含め、様々な情報が飛びかう中で、どうしたら、適正な価格で、丁寧に仕事をしてもらえるのか、市民はそれが知りたいのです。

市長は被災者に負担を強いる高額な見積もりをどう考えますか。生活再建のための支援金が不当に吸い上げられてしまうのでない心配です。被災者も、復旧方法の知識や情報があったり、合い見積もりをとるなどすれば、納得できる工法を選択することができるはずです。同時に、公平な立場から専門家が現地に出向き、アドバイスをしてくれるような制度をぜひ整えていただきたいですが、いかがでしょう。

#### ■建設部長

専門家の現場でのアドバイスという点では、先程の答弁と重なりますが、現在、建築組合のご協力によりまして、組合に所属する建築業者を現場に派遣して、さまざまなアドバイス、そして工事の見積もりなども行っているケースが少なくありません。

こうしたサポート体制があるということ、やはり有効に活用していただけるように、私どもとしても更なる周知に取り組んでいきたいと思ひますし、議員がおっしゃった悪質な情報という点からも、注意喚起というのは大切な視点だと思ひますので、併せて取り組んでいきたいと思ひます。

まだまだそういう情報が届いていません。市としては民間業者を紹介はできないわけですが、公開合同説明会を開催するなど、浦安や熊本などの事例を参考に、住民の不安を払拭する方法を早急に探ってください。

オ 液状化による宅地復旧への支援について復興基金が必要と思うがその見通し

液状化では、宅地においても、陥没や地割、擁壁やのり面が崩れるなどの被害が出ています。本市独自の制度はあるものの、すべてが賄える状況ではありません。熊本地震の際、復興基金を使って支援をしています。（50万円を控除した額の3分の2、上限約630万円です。）本市においても宅地復旧の支援について、復興基金が必要と考えますがその見通しはあるのでしょうか。

#### ■都市政策部長

本市では宅地の復旧支援として、国・県による被災住宅応急修理制度と合わせて、本市独自の液状化等被害住宅修繕支援、さらに促進加算制度も創設し被害を受けた住民の皆様の負担軽減に取り組んでいます。

地震による被害を受けた住民の皆様が行う宅地の復旧等の工事には長期的に多額の費用を要するものと認識しており、先日も国への要望活動を行い、熊本地震と同様な財政措置等の支援をお願いしてきたところです。

市民生活の一日も早い安心・安全の確保や日常生活の不安解消に向け、さらなる支援を行えるよう、引き続き、県とも連携しながら国に対し要望していきます。

---

### （3）一時的な住宅の入居支援について

#### ア 市営住宅の募集状況と入居状況について

市営住宅の募集状況と入居状況についてです。西区は市営住宅が少ないうえに、被害が集中しているため倍率が極端に高くなりました。市営住宅の募集状況と入居状況についてお聞きします。

#### ■建設部長

市営住宅の入居募集については、罹災証明書で半壊以上の方、または、応急危険度判定で危険の方を対象に第5希望までとり、抽選会を3回行いました。

提供した住戸数は、西区で10、中央区16、江南区18など、合計71戸で、そのうち、西区、中央区、江南区の計15戸は、2月中旬から開始した第3次募

集の際に修繕し、追加提供しています。

抽選結果は、申込件数が133件でしたが、西区の物件に申し込みが集中し、提供戸数71のうち17戸には応募が無く、当選は54世帯でした。区別の当選世帯数は、西区10、中央区10、江南区18世帯などとなっており、3月1日現在で13世帯が入居済です。なお、抽選に漏れた世帯には、個別に状況をヒヤリングのうえ、次回の抽選会の案内や、賃貸型応急住宅への入居案内などのフォローを徹底しています。

## イ 障がいのある人などへの優先枠について

子どもを転校させたくないとか、高齢者や障がい者にとっては倍率が高くても住み慣れた西区を離れたくない方は多くいらっしゃいます。私がずっと相談を受けている方は、妻と成人した息子さんの3人家族ですが、3人とも障がいがあります。

視覚障害のあるその方は、小針駅から電車で仕事に通い、妻と息子さんとは近くの作業所に通っています。西区で生活を続けたいと、これまで3回市営住宅の申し込みをしましたが、全て抽選から外れてしまいました。

「障害者差別解消法」施行以降、障害を理由に入居の拒否は禁じられているものの、民間住宅も思うような物件が見つからない状況です。液状化で家全体が深く沈み込み、かつ傾いているため、お風呂も台所も使えない状況が続いています。今は民間住宅を探しつつ、市営住宅の空きを待っている状況です。

通常の市営住宅の抽選においては、ひとり親、障がい者世帯、DV被害者等には抽選券が2枚、あるいは3枚になる優遇措置を取っています。なぜ今回、優先枠が設けられなかったか、災害時は更に配慮が必要な方々です。障がいのある人などへの優先枠についてお聞きします。

## ■建設部長

地震に伴うこのたびの入居抽選会では、入居対象者を障がい者や高齢者、子育て世帯、母子世帯に限定した物件を確保し、優先的に入居できるよう配慮しました。さらなる優遇措置についても、検討したいと考えています。

## ウ 賃貸型応急住宅制度の利用の現状について

みなし仮設制度は大変重要と考えています。賃貸型応急住宅制度の利用の現状についてお聞きします。

### ■建設部長

賃貸型応急住宅の申し込み状況は、2月末現在で、88件の申し込みがあり、うち78件の入居が決定しています。

### 【再質問】1月31日議会採択の制度の拡充を求める意見書への対応

1月31日に新潟市議会は「賃貸型応急住宅制度の拡充を求める意見書」を採択しました。被害者の声を反映し制度拡充を求めたものです。その後の対応についてお聞きします。

### ■建設部長

現時点での国の対応といたしまして、応急修理制度を併用する場合の賃貸型応急住宅への入居期間の上限、これにつきましては、当初、発災から6か月となっておりますが、応急修理の受付から6か月へと延長されております。

また、家賃の上限につきましても、2名世帯までは、これまでの6万円から6万5千円に。4名世帯までは、8万円から8万5千円に。5名以上の世帯は、10万円から13万円に、それぞれ拡充されるなど、市議会の皆さまの意見書が力となりまして、国の制度拡充に繋がっております。感謝申し上げます。

拡充は当事者にとって非常にありがたいと思います。

今後も、市民の声を国や県に届けていただきたいと思います。

---

## (4) 復旧を担う事業者への支援について

### ア 被災した住宅などの修理を請け負う施工業者への運転資金について

地震関連の最後の質問になります。地元の工務店の皆さんが、「仕事があっても

市から支援金が入るのが工事が終わってから2カ月はかかる。資材や人件費も上がり、自分たちが倒産しそうだ」とか、「大きな会社と違って運転資金がない」と訴えられます。被災された方の復旧を担う事業者の皆さんにはしっかりと仕事をしてもらいたいわけです。

被災した住宅などの修理を請け負う施工業者への運転資金についてどのような支援や制度があるのかお聞きします。

#### ■経済部長

現在、市制度融資を拡充し、能登半島地震の被害を受けた事業者に対する資金繰り支援を実施していますが、被災した住宅などの応急修理を請け負う施工業者が、工事着手から完了後の支払いを受けるまでの間に、資材の調達や人件費などの運転資金が必要になった場合に、既存の市独自の制度融資を活用することができます。

この他にも、国や県の制度融資や、各金融機関が独自に設けている融資メニューもありますので、利用できる制度や借入金額などについて、まずは実際に融資を行う金融機関へご相談いただければと考えています。

#### 【再質問】 情報提供の在り方、

いくつかの制度があるわけですが、必用としている小規模事業者に、ちゃんとそのことが届いているのかということがありますので、そのあたりの情報提供の在り方、銀行さんに相談に行くだけではなく、そういう情報提供の在り方をお聞きします。

#### ■経済部長

融資も含めた支援制度につきましては、被災者支援の手引きも含め、市のホームページで紹介しております。また、併せて、新潟IPC財団ビジネス支援センターでは、1月11日から、被災された中小企業向け経営相談窓口を開設しております。被災事業者に対する支援情報の提供や、資金繰りに関する相談も受け付けております。引き続き、必要に応じてさまざまな手段を活用しながら、情報提供に努めていきたいと考えております。

わかりやすい情報提供、使いやすい制度、親身な相談体制をしっかりとってください。先程支援金の支給の時期について話しましたが、小さな工事であってもいくつも工事を抱えていけば、苦しいものです。国・県・市からの支援金が、なるべく早目に支給されるよう取り組んでいただきたいと思います。

---

## 2. 子どもと読書～すべての子どもが本に親しむために

### (1) 第三次新潟市子ども読書活動推進計画の進捗と今後の展望について

一冊の本との出会いは、その子の人生を変えるほど貴重な体験をもたらすものです。赤ちゃんの頃から身近なおとなに読み聞かせてもらう絵本の世界は、子どもの脳と心に心地よい刺激を与え、情緒と感性と知性、そしておとなへの信頼を育てていきます。生まれたときからスマホやタブレットから流れる刺激的な情報、動画やゲームの中で育つ子どもたちだからこそ、あたたかな言葉によって手渡される良質な本の世界に誘いたいものです。

本市では「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、2010年に「新潟市子どもの読書活動推進計画」が策定され、その後、第二次、第三次と改定を進めましたが、この間「ブックスタート」の充実、家庭で本を楽しむ「うちどく」の推進、特別支援学校等に司書配置など、教育委員会と学校が連携した取り組みは、2019年に「学校図書館賞」を受賞しています。

来年度は、その活動を深化させてきた第三次計画の最終年です。「第三次新潟市子ども読書活動推進計画」の進捗と今後の展望についてお聞きします。

#### ■教育長

第三次新潟市子ども読書活動推進計画では、第一次、第二次計画で充実を図ってきた豊かな子どもの読書環境づくりを、社会全体で「読書のバトン」をつなぎ、さらに推進していくことを目指しています。

計画の進捗管理を行うために、家庭・園・学校・地域の4つの場面において指標を設けています。そのうち、家庭で読み聞かせを実施した割合は目標値85パーセントのところ、令和5年度78.8パーセント、市立図書館における児童書の

貸出冊数は、目標値 118 万 5 千冊のところ、令和 5 年度の見込みで 1 1 7 万 4 千冊です。また、小・中学生の不読率は、平成 3 0 年度は小学生 2. 7 パーセント、中学生 1 2. 3 パーセントだったところ、令和 5 年度は小学生 5. 4 パーセント、中学生 2 0. 1 パーセントと、特に中学生の不読率が上昇していることから、就学後の児童・生徒の読書活動に対して、さらなる支援が必要と考えます。第三次計画が終了する令和 7 年度以降は、同じ時期に新しい教育ビジョンを策定することから、その中に、子どもの読書活動についても組み入れます。新しい計画では、児童・生徒に配付されているタブレット端末活用し、電子図書館の利用を促進するなど、学校との連携をさらに強化し、子どもの読書活動を推進していきます。

教育ビジョンの中に含まれますが、これまでの図書館の取り組んできた成果や独自性が損なわれることが無いよう期待します。

---

## (2) あかちゃんからティーンズ世代へのアプローチについて

すべての子どもが本に親しみ、自ら本を読む習慣を身に付けることができれば、それは生涯を通じた宝物になるはずです。あかちゃんから、おとなの仲間入りをするティーンズ世代へのアプローチについてお聞きします。

### ■教育長

平成 2 3 年度より 1 歳誕生歯科健診の会場で、絵本の読み聞かせをし、絵本を手渡すブックスタート事業を実施し、乳児と保護者が絵本にふれるきっかけづくりを進めてきました。また、各図書館では「赤ちゃんタイム」や「おはなしのじかん」などの親子を対象にした事業を開催しているほか、保育施設などに対しては、団体貸出を行うなど、乳幼児への読書活動の支援を行っています。

小学生に対しては、公共図書館と学校図書館との連携を一層図り、読み聞かせやイベントなどを行い、読書習慣の定着に努めていきます。

ティーンズ世代に向けては、中高生向けの図書や雑誌を揃えたティーンズコーナーの設置や、自習ができる座席を設けるなどの居場所づくりを行い、利用しやすい環境を整備しています。また、スマートホンやタブレット端末で、気軽に読む

ことができる電子書籍の利用を周知していくことも有効と考えます。

#### 【再質問】ティーンズ支援事業の更なる充実

2015 年から始まった、本市に生まれた全ての赤ちゃんに本が手渡され、読み聞かせの楽しさを伝えるブックスタートは大変価値あるものです。ところが、あれほど絵本が好きだった子どもたちがティーンズ世代になると本離れが進みます。1 ヶ月に 1 冊も本を読まない不読率は小学校では 2.7%ですが中学生は 12.3%に跳ね上がります。ティーンズの子どもへ支援の充実が必要だと思いますがいかがでしょう。

#### ■教育長

ティーンズ世代に対しましては、引き続き子ども司書講座というものがあるんですが、そういったものの開催ですとか、あとは中高生向けの電子書籍の充実を図っていききたいというように考えておりますが、更に学校で過ごす時間も非常に長いということですので、公共図書館と学校図書館が連携していくことによって、子どもたちのニーズの把握を努めるなど、子どもの視点に立ったような取り組みを行っていききたいというように考えております。

子どもの視点とか子どものニーズといえは、他にも学校とか図書館でなくても、子供たちと、ティーンズと触れ合っている人たちはたくさんいますので、そのあたりからも情報をいただいたり、そこに出向くなりして、ぜひともティーンズの支援を膨らませていっていただきたいと思います。

---

(3) 特別支援学校の学校図書館についてです。

ア 学校図書館司の取り組みと効果、子どもたちの変化について

7年前ですが、「すべての子どもが本に親しむ」という「すべて」のなかに障がいのある子どもが入っていなかったことに私は愕然としました。本市は「全ての学校の図書館司書を配置」とアピールしながら特別支援学校に図書館司書はおらず、鍵のかかった資料室の傍らに本を置きそこを図書館にしていました。



図書館司書はいなくても学校の先生方は読書活動に熱心には取り組んでいるものの、あまりに貧弱であり、その根底には知的障がいの子どもは本を読まないという隠れた障がい者差別があるのではないかと指摘した覚えがあります。2014年から特別支援学校の学校図書館整備検討会が始まり、議会でも問題提起があり、ようやく2017年から地域の小中学校同様に東西の特別支援学校図書館に司書が配置されました。学校司書配置の取り組みと効果、子どもたちの変化についてお聞かせください。

## ■教育長

子どもが、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにする読書活動の充実、全校体制で計画的・組織的に読書指導を行うために本市では、平成29年度から東西特別支援学校に学校図書館司書を配置しています。

図書館の利用時間を教育課程に位置付け、時間割に載せ、読書習慣を形成することにより、休憩時間や放課後などを図書館で過ごす子どもが増えました。

学校図書館司書と司書教諭が協働して行う読書週間では、子どもたちが選んだ大型絵本の学校図書館司書による読み聞かせ、子どもたちが好きな本をみんなの前で紹介するブックトーク、公共図書館と連携した公共図書館での図書館の利用方法や図書の扱い方など興味に応じた活動が行われます。

また、図鑑の絵や写真に見入ったり、童話のストーリーを友達とやり取りしたり、物語の主人公になりきり、演じたりする姿が校内で見られるようになりました。学校図書館の家庭への貸し出しによる家庭との連携により、「家庭でも絵本を手に取り、読書を楽しむ姿が見られるようになりました」と、子どもの興味の広がりの喜びを連絡帳で伝える保護者の声も学校に届いています。

先日、西特別支援学校の学校図書館を見てきました。図書館は4面に渡って書架があり、大形絵本から子どもたちの好きは絵本、図鑑やシリーズ物までそろい、蔵書は6000冊で、図書標準達成率は約60%になったそうです。小学校は100%なので少ないのですが、2016年当初を知っているだけに隔世の感がありました。

6年生3クラス約20人位の生徒が、読み聞かせの後に、それぞれが自分の見た

い本を選んで、椅子に座ったり、フロアマットの上に寝そべったり、隅っこで先生と二人で読んでもらっていたり、音のなる絵文字の絵本をひたすら押していたり、それぞれが好きなように読書の時間を過ごしていました。

貸し出しも2年前から始めて一人1冊、1週間です。以前は貸出すると本を傷めるのを心配で、貸し出すことはなかったのですが、貸出票の裏側に「本は、直せます。破れたり、壊れたりすることを気にせずに、是非お子さんと一緒にたくさん本を楽しんでください」とメッセージがありました。その言葉にも感動しました。

私はこうした特別支援学校の学校図書館の取り組みが、地域の学校の特別支援教室や、通常学級に在籍する特別な支援の必要な子どもたちへの読書環境ものモデルになると考えます。特別支援教室、特別な支援の必要な子どもたちの読書環境への波及はどのように行われていますか。

## イ 特別支援教室、特別な支援の必要な子どもたちの読書環境への波及

### ■教育長

東西特別支援学校の図書館には、絵本や図鑑のほかに、文字の大きさや行動を調整した大活字本、布や毛糸で作られたさわる絵本、主人公の絵が飛び出す仕掛け絵本、音声で読み上げる音声デージー図書、絵文字や写真を使ったLLブックなど文字が苦手な子どもやあらすじを追って読むことが苦手な子どもも読書を楽しめる図書が整備されています。それらの図書は、特別支援学級の子どもや通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもにとっても、読みやすく楽しめる図書であるため、特別支援学校では近隣の小学校の特別支援学級と読書交流会を行っています。

今後も特別支援学校の図書を活用した特別支援学級や特別な教育的支援を必要とする子どもたちの読書習慣の育成や活用が広まるよう、努めていきます。

センター的機能を持つ特別支援学校の学校図書館の役割として、その理論と実践を研究会など伝えていただきたいと思います。

また、図書館司書を配置している特別支援学校は県内でも本市のみ、全国的にも大変珍しく、是非、全国の特別支援学校に通う子どもたちの読書環境の改善につ

ながるよう、本市の取り組みを全国発信していただきたいと思います。

---

#### (4) 新潟市読書バリアフリー推進計画について

##### ア 策定にあたって重視したことと、実効性あるものにするためのポイント

本市では 2016 年に「障がいのある人もない人も共に生きる末づくり条例」が施行し、2019 年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる「読書バリアフリー法」が施行されました。これを受けて本市では今年度「新潟市読書バリアフリー推進計画」を策定するための有識者会議を持ち、推進計画案は 3 月 6 日までパブリックコメントを行いました。市民からどのような意見が寄せられたが関心のあるところです。まず、策定にあたって重視したことと、実効性あるものにするためのポイントをお聞きします。

#### ■教育長

「新潟市読書バリアフリー推進計画」は、障がいの有無に関わらず、すべての市民が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れ親しんでいただくことを目的としています。策定に当たっては、録音図書や大活字本の充実や、対面朗読のボランティア育成、オンラインでの実施など、図書館の読書環境の整備を行うほか、個々の状況に応じた合理的配慮を行うことを重視しました。

計画を実効性あるものにするため、教職員を含めた職員への研修を実施し、関係機関などとの連携をさらに強化していきます。また、指標を設けて進捗管理を行い、図書館ホームページなどで毎年報告します。さらに、様々なバリアフリー図書を集めて展示する「りんごの棚」を、各区の中心図書館に設置するなどして、市民への読書バリアフリーの周知に取り組みます。

策定会議の中で議論された権利性と合理的配慮を基本にしてください。

#### イ 学校図書館に「りんごの棚」の設置を

推進計画の第 3 章「施策の方向性と取り組み」の支援の充実の 1 つに「りんごの

棚」を設置し、特別は配慮を必要とする子どもを対象にアクセシブルな書籍の提供を行います、とあります。「りんごの棚」は、聴く・触るなどの方法で読書を体験でき楽しめる場所として 1993 年にスウェーデンの図書館で始まり、世界各地に広がっているものです。先程話した支援学校の学校図書館は、まさに「りんごの棚」を超えて「りんご図書館」として機能しています。本市は計画の中で来年度は公共図書館 8 館に「りんごの棚」を整備をするとありますが、同時に学校図書館に設置することができるのではないのでしょうか。

#### ■教育長

文部科学省の調査では、特別な教育的支援が必要な子どもが通常の学級に常に一定数籍していることが報告されています。

文字が苦手な子どもや見えづらい子ども、言葉や文章から状況や場面を思い浮かべることが難しい子どもなど特別な支援が必要な子どもも、聴く・触る・機器を使うなど様々な方法で読書ができる「りんごの棚」を設置することで読書の楽しさに触れることができます。また、特別な支援を必要としない子どもにとっては、読書に支援や工夫が必要な友達の存在に気付くきっかけとなり、互いを認め合う機会となります。「りんごの棚」の設置については、東西特別支援学校や市立図書館の蔵書の活用も含め、教職員にその目的の周知を図ると共に、設置に向けて検討を進めます。

学校図書館におけるアクセシブルな書籍の提供や「りんごの棚」の設置には特別支援学校図書館司書にリーダーシップを発揮してほしいと思います。

---

#### (5) 図書館の資料購入費の目的と用途、予算の推移について

最後に、図書館の資料購入費の目的と用途、予算の推移についてお聞きします。

「第三次新潟市子ども読書活動推進計画」の冒頭、子どもの読書週間を身に付けるために欠かせない 3 つの要素は、まず「本」、次に「場所と時間」、そして「人」とあります。またある人は、本は図書館の血液であり命でもあると言います。

図書館の資料購入費の目的と使途、予算の推移についてお聞きします。

#### ■教育長

図書館では、紙の本をはじめ新聞や雑誌、デジタル情報など、様々な資料を収集しています。それらを市民に提供することにより、読書を楽しんだり、新しい知識の習得やくらしの課題を解決するなど、市民一人ひとりの人生を豊かにし、よりよい社会の実現につながるものと考えます。

資料購入費の予算の推移は、平成26年度は約1億6,654万円、令和元年度では1億131万円、令和5年度は電子書籍購入分と合わせて、9,070万円です。

【再質問】なぜ急激に減らしてきたのか、これ以上減らすべきでない。

資料購入費の10年間の推移を配布していますが、予算額は激減しています。この2年、2022年3月にオープンした「にいがた電子図書館」の電子書籍購入費が含まれ、紙資料に割くお金は減少しています。残念なことに昨今、本も新聞もかなりの値上げになっています。これ以上の削減では、新鮮な資料・価値ある資料を収集し、保存し、紹介するという、図書館使命が果たせなくなります。何故急激にこれほど減らしていくのか。これ以上減らすべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

#### ■教育長

資料購入費につきましては、これまでと比べ減少していると認識をしていますが、図書館情報システムの活用により、市内全館の図書館資料を効率的に回送することで、サービスを維持していきたいと考えておりますし、書籍などの資料は、年々消費されるというものではございませんので、継続して利用できます。蔵書数としては増加をしているという状況でございます。今後も電子書籍を含めた効果的な選書を行って、引き続き幅広い蔵書の充実に努めていきたいと考えております。

【再質問】本市図書館に対する思い

教育長は学校教育だけでなく、社会教育、生涯教育も担っています。図書館の蔵

書は、今の市民だけでなく、次の世代へと保存し、引き継がれ、活用されていくものです。幅広く豊かな蔵書あってこそその図書館です。資料購入費を減らした影響はすぐには見えなくとも、これがさらに続くようであれば、大きな影響が確実に出てくると危惧します。改めて本市図書館に対する思いをお訊ねします。

#### ■教育長

図書館については、市民の方々のニーズに十分答えられるような厳選な良書を収集するというのが、その使命の一つかというように思います。

将来世代にも、さまざまな知の拠点として、図書館が機能するように、その機能については十分配慮してまいりたいというように思います。

図書館は市民の大事な財産です。コツコツと実績を積み上げてきた図書館司書もいます。本市の図書館運営が、予算削減により影響が出ることがないようお願い、私の質問を終わります。